

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 25 年度 実施状況報告（案）

平成 26 年 10 月

三 重 県

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

平成 25 年度 実施状況報告

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策の推進に向けて、平成24年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下、「基本計画」という）及び「同行動計画」（以下、「行動計画」という。）に基づき、農業及び農村の活性化に取り組んでいます。

□ 4つの基本的施策□

- I 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給
- II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
- IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本計画に基づく当該年度の施策の実施状況については、条例第9条第5項に規定に基づき、毎年一回、とりまとめて公表することとしています。

このたび、平成25年度の実施状況がまとまりましたので、ここに公表するものとします。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本 施 策	基 本 事 業	目 次
I 安全・安心な農産物の安定的な供給 (P3)	(1) 需要に応じた水田農業の推進	4
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	8
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展	13
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	17
II 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立 (P21)	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化	22
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり	25
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成	28
	(4) 農業生産基盤の整備・保全	32
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転	35
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進 (P39)	(1) 安全・安心な農村づくり	40
	(2) 獣害につよい農村づくり	43
	(3) 人や産業が元気な農村づくり	47
	(4) 多面的機能の維持増進	51
IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出 (P54)	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり	55
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開	59
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり	62

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

基本目標指標

食料自給率
(カロリーベース)

県民の皆さんのが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合(農林水産省「都道府県別食料自給率」)。

平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる平成26年度の概算値により測ることとします。

目標の進捗状況

	23年度 計画策定時	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		45% (23年度)	45% (24年度)	45% (25年度)	46% (26年度)	51% (32年度)
実績値	42% (22年度)	42% (23年度)	43% (24年度)			

※実績値は評価年度の前年度の概算値

25年度評価

基本目標指標の「食料自給率」については、大豆の生産量が増加したため、昨年度を1ポイント上回る43%となりましたが、新規需要米の作付が伸びていないことや小麦・大豆の反収が目標を下回っていることなどから、目標を達成できませんでした。県産農産物の供給力向上に向け、引き続き、需要に応じた水田農業の推進や、野菜・果樹のリーディング産地の育成などに取り組む必要があります。

基本事業については、加工用米など新規需要米の生産拡大や園芸産地の振興、畜産物のブランド化、みえの安全・安心農業の導入支援などに取り組み、すべての目標を達成しました。食料自給率を向上させるため、農畜産物の生産振興を強化する必要があります。

<基本施策を構成する基本事業>

【基本事業1】需要に応じた水田農業の推進

【基本事業2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

【基本事業3】活力ある畜産業の健全な発展

【基本事業4】農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

【基本事業Ⅰ-1】需要に応じた水田農業の推進（主担当：農産園芸課）

基本事業の取組方向

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

取組目標

水田利用率	水田面積における作付面積の割合（三重県調べ）
-------	------------------------

計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
93%	96%	102%

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	94.0%	94.5%	95.0%	96.0%
実績値	94.3%	94.5%		
達成率	100%	100%		

25年度評価

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（平成24年度国補正事業）の活用等により、大豆及び麦の生産拡大に取り組みました。麦の作付面積は6,000haと前年を70ha下回りましたが、土壌及び施肥を改善したことにより収量は増加しました。また、大豆の作付面積は4,170haと前年を295ha上回り、水田利用率の目標達成に貢献しました。

水田の有効活用を図るため、引き続き、米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等の水田活用作物について、需要に応じた安定生産を推進していきます。

25年度の取組状況

1 食料自給力の向上、水田の有効利用を図る総合的な対策

- ① 本県水田農業の振興に係る具体的なアクションプランとして、「もうかる水田農業」の実現をコンセプトとして、新しい「三重の米（水田農業）戦略」を策定しました。当戦略では（1）水田作物を売るための環境づくり、（2）生産力・収益力のある水田作物づくり、（3）持続的に発展する水田農業基盤づくり、の3つの視点で取組方向を定めています。
- ② 経営所得安定対策の積極的な活用に向け、集落営農推進大会やブロック別推進会議、研修会などにおいて制度の説明を行いました。経営所得安定対策の交付対象面積は米19,198ha（対前年876ha増）、麦6,170ha（対前年303ha増）、大豆4,170ha（対前年295ha増）と前年を上回る実績となりました。
- ③ 国の農政改革の一環として、経営所得安定対策と米政策の見直しの概要が平成25年12月に公表されたことを受け、速やかに研修会を開催して関係者への周知に努めました。
- ④ 水稲種子等の安定供給に向け、種子生産農家への優良種子の生産指導、的確な種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給、需給対策等に要する経費等の一部を負担しました。水稲種子更新率については84%（対前年比0.5%減）と、前年を若干下回りました。
- ⑤ 水稲及び小麦の生産コストの低減や品質向上に向け、国補助事業の活用により、生産者団体等による共同利用施設の整備を支援し、麦乾燥調整施設（1件）および米の色彩選別機（1件）が新しく整備されました。

2 消費者等に支持される競争力ある米づくり

- ① 本県の中心品種であるコシヒカリの品質向上に向け、施肥技術の改善など栽培指導等に取り組みましたが、猛暑の影響もあり、一等米比率は36.8%（速報値）（対前年比17.3%減）と、全国平均（75.4%速報値）を大きく下回りました。
- ② 一方、夏場の高温に強い県開発新品種「三重23号」の一等米比率については94.5%と他の品種や全国平均を大きく上回りました。
- ③ 「三重23号」は、公募により選定した生産者等31件（対前年11件増）により、約77ha（対前年47ha増）で生産され、出荷数量約411t（対前年266t増）となりました。このうち388t（対前年260t増）を、独自の品質基準を満たした「結びの神」として販売しています。
- ④ 「結びの神」のブランド化に向け、流通事業者の販路拡大に向けたPR活動を支援したところ、取扱事業者は県内の量販店や飲食店等41事業者（対前年18者増）となりました。首都圏においては、渋谷の大型商業施設や首都圏営業拠点「三重テラス」での販売を実現しました。

3 麦・大豆の作付拡大と新たな需要の開拓

- ① 需要に応じた麦、大豆の品質確保及び生産性の向上に向け、生産者団体による麦・大豆の共励会や研修会の開催を支援しました。麦の作付面積は6,000ha（対前年70ha減）でしたが、大豆の作付面積は4,170ha（対前年295ha増）と前年に比べ増加しました。
- ② 麦、大豆の品質及び単収の向上対策として、大豆・麦等生産体制緊急整備事業（平成24年度国補正事業）を活用し、小麦については「農林61号」から縞萎縮病等に耐性があり収量性の高い品種「さとのそら」へ品種転換を図りました。大豆については、湿害を回避するための耕起・播種技術である「大豆300A技術」の普及に取り組みました。その結果、小麦の「農林61号」から「さとのそら」への品種転換は約1,031ha（対前年約631ha増）とほぼ全量

を転換できたほか、「大豆300A技術」の導入面積も約1,911ha（対前年約1,258ha増）となり大幅に進みました。

- ③ 耕作放棄地を活用した麦・大豆の生産拡大に向け、経営所得安定対策における耕作放棄地再生利用の加算措置について、制度の周知に取り組みました。当制度の活用により、耕作放棄地を活用して、北勢地域で新たに麦が8.6ha、大豆が0.5ha生産されました。
- ④ 栽培性に優れた新品種「さとのそら」への品種転換を進めた小麦については、製麺業者等実需者と連携し、新品種のうどんへの加工適性試験（評価会）を開催し、実需者等に一定の評価を得ることができました。

また、三重県産小麦のさらなる需要開拓のため、実需者等関係者を生産地に招へいし、产地見学会の開催や产地情報の提供に取り組みました。

4 新規需要米等の導入促進と、販路の確保・拡大

- ① 麦・大豆の生産が難しい地域において、経営所得安定対策の活用により、新規需要米等（米粉用米、飼料用米及び加工用米）の導入を推進したほか、安定生産に向けた技術指導を行いました。加工用米の作付面積は、三重県酒米組合や県外の大手酒造メーカーなどの酒米の需要に対応し、446ha（対前年286ha増）と大幅に増加しました。一方、加工用米への作付転換が進んだことから、米粉用米は66ha（対前年43ha減）、飼料用米は425ha（対前年128ha減）と減少しました。
- ② 国の農政改革の一環として、平成26年度から、飼料用米に対する支援が拡充されることを踏まえ、三重県農業再生協議会において飼料用米の取組方針を策定しました。当取組方針において、飼料用米は、当面、高収量の期待できる主食用品種「あきだわら」を用いて、麦・大豆の作付に適さない湿田などで作付を推進していくとともに、収量の向上に向け、栽培技術の普及・指導を図ることとしています。

5 地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ、マコモ等）生産促進

- ① 経営所得安定対策の活用により、ソバおよびナタネの生産を推進し、ソバの作付面積は178ha（対前年同等）、ナタネの作付面積は40ha（対前年4ha増）となりました。
- ② 地域資源を活用した地域の自主的な活動の促進に取り組んだ結果、水田を利用してマコモや赤米、黒米などの地域特産物の作付けが拡大しました。それぞれの地域において、うどんや餅・団子などの新商品を開発する6次産業化の取組が進められました。

今後の主な課題

- ① 米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等の水田活用作物について、需要に応じた安定生産を推進するとともに、関係機関と連携して経営所得安定対策の活用を進める必要があります。
- ② 5年後（平成30年産から）を目途に、米政策が見直されることを踏まえ、行政による生産数量配分に頼らずとも需要に応じた米の生産が行えるよう、行政と現場が一体となり、環境整備を着実に進めていくことが必要です。
- ③ 一等米比率の向上に向け、引き続き技術指導を徹底するとともに、夏場の高温に強い県開発新品種「三重23号（結びの神）」の作付け拡大を計画的に進めていく必要があります。また、「結びの神」を継続して販売・購入していただけるコアなファンを獲得するため、他产地との差別化を図りながら販路を開拓していく必要があります。

トピックス1

おいしい三重県産米いただきますキャンペーンを実施！ ～県内量販店でコシヒカリ、結びの神をPRしました～



県産米の魅力を発信するため、県内量販店で平成26年2月8日と9日の2日間「おいしい三重県産米いただきますキャンペーン」を開催し、「伊賀米コシヒカリ」および「結びの神」の2商品を消費者にPRしました。

このイベントでは、お米マイスター
ながさかきよあき
長坂潔昭氏を招いて、万古焼の土鍋を

使って「結びの神」のおいしい炊き方を実演するとともに、お米に関する知事とのトークを行いました。

このトークの中で、冷めてもおいしい「結びの神」は、おにぎりはもちろん、お寿司やお茶漬けにもぴったりという評価をいただきました。

県民の皆さんに県産米の魅力を知っていただき、継続した購入につなげていくため、今後も、県内量販店や飲食店と連携し、安全で安心な県産米の消費拡大に取り組んでいきます。

トピックス2

麦・大豆の生産性向上対策に取組んでいます！

平成25年産の県産麦の作付面積は5,967haで全国第10位であり、そのうち小麦については5,420haで全国第6位と、本県は主要な生産県となっています。また、大豆の作付面積も4,170haと年々作付が拡大しています。

一方、連作による地力の低下や湿害などにより収量や品質の低下が課題となっていることから、国の「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」を活用し、地力向上対策として、堆肥や石灰などの土壤改良材の施用や、湿害対策として、排水用の溝を掘る機械の導入などを促進しました。

これらの取組により、麦については反収が昨年を51kg上回る287kgに、一等比率が昨年を14%上回る81.1%になり、収量や品質の向上に一定の効果がみられたとから、生産拡大の弾みとなり、平成26年産の小麦の作付面積は対前年302ha増の6,250ha(対前年302ha増)となりました。一方、大豆については、干ばつや水害など気象状況による影響を受けたため、麦のように成果は上がりませんでしたが、継続して生産性向上対策に取り組み、生産拡大につなげていきます。



【基本事業Ⅰ-2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

(主担当：農産園芸課)

基本事業の取組方向

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

取組目標

新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数（累計）	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）		
計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
—	20産地	40産地	

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	5産地	10産地	15産地	20産地
実績値	5産地	10産地		
達成率	100%	100%		

25年度評価

業務用需要の開拓に向けた外食チェーンと連携した取組の実施や、県育成いちご新品種「かおり野」の品質向上に向けた「かおり野サミット」の開催、実需者ニーズの把握に向けた現地商談会の開催など、新たな取組に挑戦する産地が育成されてきており、目標を達成しました。

今後も、加工・業務用需要への対応や試験輸出の実施など、新たな取組に挑戦する産地を育成するとともに、省力化が図られる低コスト高品質生産技術の導入や新品種の導入等を進め、産地力を強化していきます。

25年度の取組状況

1 リーディング産地等の育成

イチゴ

- ① 意欲的な生産組織等による効率的な生産体制の整備を進めるため、国補助事業を活用して共同利用施設整備を支援し、イチゴの生産施設1件が新しく整備されました。
- ② 県外でも生産される県育成いちご新品種「かおり野」の品質向上を目指し、全国から生産者約250名を集めて「かおり野サミット」を開催しました。「かおり野」の生産は全国に広がり、許諾件数は累計597件（対前年158件増）となりました。
- ③ 「かおり野」の知名度向上に向け、県内外の量販店6店舗において、食品メーカーと連携し、デザートの試食提供によるPR販売を実施しました。

みかん

- ① 本県の主要な園芸品目である東紀州地域の「みかん」の輸出促進のため、生産者団体と協働して、タイ国内の高級スーパーマケットで三重県物産店を開催したほか、昨年度に引き続き在タイ日本大使館レセプションへの出品により、県産みかんのPRを行いました。また、中晩柑類として国内初となる「せとか」と「デコポン」のタイ王国への試験輸出を行いました。官民一体となった取組により、県産みかんの輸出実績は約14.4トンと対前年約6トン増となりました。

なばな

- ① 全国1位の生産量を誇るなばなについて、出荷調整に要する負担の軽減と業務用需要の開拓を目指し、外食チェーンと連携して期間限定のなばなのパスタを販売する取組を支援しました。販売したメニューが好評であり、継続した取引につながりました。

茶

- ① 農業研究所が開発した、茶のカテキン含量を高める栽培技術について、生産者への移転に取り組みました。中勢地域の茶生産販売業者が「カテキン緑茶」として商品化し、販売を開始しました。
- ② 伊勢茶のブランド化を推進するため、専門家を派遣して、県産茶の特性を生かした新商品の開発を支援しました。鈴鹿市椿地区において、特産のかぶせ茶を使った和菓子やドレッシング、うどんが開発され、地区内のイベント等における販売が実現しました。

花き・花木

- ① 花の生産者団体と協力して、県内3カ所（桑名、四日市、鈴鹿）の生産者ほ場において、現地商談会を開催しました。現地商談会には、市場関係者、フラワーデザイナーなど花き業界関係者25名の参加があり、生産者との対話により生産物の魅力を実感していただき、4件の商談成立につながりました。

2 野菜産地の充実

- ① 野菜産地の充実に向け、野菜の産地改革計画を策定している36産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。

- ② 野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の安定供給を図るため、指定産地7産地及び特定産地11産地を対象に、専門的な産地指導を行うとともに、価格低落時に価格差を補填する価格安定対策事業を実施しました。野菜の価格安定対策には、指定産地では6,873トンの申し込みがあり、うち1,972トンに対し1,227万円が、特定産地では3,556トンの申し込みのうち、1,146トンに対し1,405万円の価格差補填金が交付されました。例年並みの交付実績となりましたが、品目別では、ネギの申し込みが増加傾向にあります。
- ③ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、国の燃油価格高騰緊急対策事業を活用して施設園芸における省エネ対策を推進したところ、リース方式によりヒートポンプなどの施設園芸用省エネ設備が25の経営体において導入されました。また、燃油価格の急上昇による経営への影響を緩和するため、燃油価格高騰時に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援し、国と農業者が拠出した資金を利用して、施設園芸を営む農業者に対し、補てん金を約1,600万円交付しました。

3 多品目適量産地の育成

- ① 農産物直売所や量販店のインショップを核とした地域内流通を活性化するため、市町やJA等の関係機関と連携して、消費者ニーズに沿った新規品目の導入研修会や、加工品開発に向けた異業種交流会を、各地域で定期的に開催しました。消費者ニーズに沿った新規品目導入に向けた意欲が高まっています。
- ② 新規品目の導入に向け、農産物直売所等と連携し、ウメ、アンズなどの試験園を設置し、生産者に技術指導を行いました。その結果、22名の生産者により、124本の苗木（ウメ83本、アンズ41本）の定植に至りました。

4 果樹産地の強化

- ① 果樹産地の強化に向け、果樹産地構造改革計画を策定している16産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。梨については省力・低コスト技術である「梨のジョイント仕立て」の導入に向け、産地に適応した栽培マニュアルの策定を進めました。また、みかんの高品質生産技術である「みかんの圃地型マルチドリップ栽培」の技術を確立するめ、引き続き実証（86a）を設置し、技術の検証に取り組んでいます。
- ② 新品種による新たなブランドづくりを目指し、県が育成したかんきつ新品種「みえ紀南1号」の導入を進め、導入面積は50ha（対前年13ha増）と大幅に増加しました。また、「みえ紀南4号（みえのスマイル）」は、観光事業者や生産者団体と連携して、爽やかな甘味を生かしたジェラートの試作や硬い果皮をそのまま生かしたジュースやゼリーなどの商品開発に取り組んでいます。
- ③ 県南部地域を中心に、カンキツを補完する品目として亜熱帯果樹「アテモヤ」の生産拡大に取り組み、平成25年9月には、生産者6名による「三重アテモヤ出荷組合」が設立されました。また、アテモヤの販路開拓を支援し、通販サイトとの商談機会を創出しました。

5 伊勢茶のブランド化

- ① 老朽化した茶園の改植を進めるため、茶業団体等による「伊勢茶リフレッシュ運動」の取組をサポートするとともに、国補助事業の活用支援や農業研究所が開発した技術マニュアルを活用して産地での技術指導を実施しました。平成25年度の改植実績は20.4haとなりました。
- ② 国の事業を活用して、老朽化した防霜ファン設備の更新を進め、更新実績は25.2ha、369基となりました。

- ③ 伊勢茶の知名度向上に向け、茶業関係団体と連携し、伊勢茶品評会の開催や全国茶品評会・関西茶品評会への出品促進、県内観光地における試飲提供、お茶の淹れ方教室の開催、観光地などの伊勢茶販売店（99店）におけるパンフレットやのぼりを用いたPRなどに取り組みました。
- ④ 安全安心の茶生産に向け、茶業団体等で組織する「安全安心な伊勢茶づくり推進委員会」と連携して、モデル茶工場として指定された16工場を対象に、茶工場の衛生管理の指導や伊勢茶GAP導入支援を行いました。また、安全安心に関する意識改革につなげるため、茶生産者を対象としたGAP研修会を開催しました。伊勢茶GAPに取り組むモデル茶工場は累計で20茶工場（対前年4工場増）となりました。

6 花き・花木の消費拡大に向けた取組

- ① 県産花き・花木の販路開拓を促進するため、国内最大級の花の展示商談会「フラワーEXPO」への出展を促進（5農業者が参加）しました。
- ② 県産花き・花木の魅力を広く県民に知っていただくため、花の生産者団体等と連携して、花き品評会と植木まつりを開催しました。花き品評会への来場者は約1,000人、植木まつりへの来場者は約5,000人となりました。
- ③ 花き業界が全国的に展開を開始しているフラワーバレンタインの取組を、花の生産者団体と連携して県内で初めて開催し、県内量販店2店舗において約700名に切り花を配布し、県産の花きをPRしました。
- ④ 県内小学校教員と連携した花育を推進するため、学校花壇コンクールに新規で取り組む学校に対し、資材提供や栽培指導による支援を行いました。学校花壇コンクールへの新規取組校は2校となり、県内での取組み総数は46校となっています。

今後の主な課題

- ① 生産者の高齢化や担い手不足により、野菜の産地は縮小傾向にあるため、加工・業務用需要への対応や試験輸出の実施など、新たな取組に挑戦する産地を今後も育成することが必要です。
- ② 果樹産地の高齢化が進むなか、引き続き、省力化が図られる低コスト高品質生産技術や新品種の導入を進めるほか、国内外において新たな販路を開拓していくことが必要です。
- ③ 伊勢茶についてはブランド銘柄を有する他県の産地と比べ茶価が低迷することから、伊勢茶の知名度向上や販路拡大に向け、茶業団体と連携しながら新たな商品の開発や首都圏営業拠点「三重テラス」および県内観光地等におけるPR活動、商談会への出展促進などの取組を展開していく必要があります。また、高品質で安全安心な伊勢茶を提供するため、引き続き、老齢茶園の改植や伊勢茶GAPの導入を促進していく必要があります。
- ④ 花き・花木では、長年の不景気により需要や単価が減少し続いているため、首都圏や花き市場で開催される商談会への出展促進やバイヤー等実需者を対象にした生産者の見学会などの取組により、引き続き販路の拡大を支援していく必要があります。また、消費の拡大に向け、小中学校での花育などの取組を引き続き実施していく必要があります。

トピックス1

フラワーバレンタインの取組を県内で初めて実施！

～県内量販店で県産切り花をPRしました～



3年前から、花き業界が全国的にフラワーバレンタインを展開しています。バレンタインデーは、「女性から男性にチョコレートで愛を伝える日」として知られていますが、フラワーバレンタインの取組では、「男性から女性に花で日頃の感謝の気持ちや愛を伝える日」とすることを提案しています。

本県では、平成26年2月上旬に初めてフラワーバレンタインの取組を実施し、花き

業界関係者とともに四日市市及び鈴鹿市内の量販店において切り花を配布しました。

切り花の配布中は、性別、年齢を問わず全員が笑顔にあふれており、改めて花を贈ることにより心が豊かになれる、幸せになれる 것을実感しました。

今後も、人々の幸せを願い、花のPR活動を継続していきます。

トピックス2

なばなを使ったパスタが全国デビュー！

～外食チェーンへの販路開拓が実現しました～



なばなは、三重県が全国1位の生産量を誇り、鮮やかな緑色が引き立ち春を感じさせることから、市場や量販店から季節感のある商材として評価されています。市場平均単価が安定しており、県内生産者の所得の向上に大きく貢献している重要品目ですが、高齢化に伴い小分けパック詰めなどの出荷調整作業が負担となり、面積減少傾向の要因となっていました。

そこで、出荷調整に要する負担の軽減と業務用需要の開拓を目指し、全国展開しているイタリアンの外食チェーンとの連携により、期間限定でスパゲッティのメニューを販売する取組を展開しました。

販売先の要望にあわせた出荷規格を実現できたことが高く評価され、次年度産の取組もすでに決まっています。生産サイドにおいても、出荷調整作業の省力化と出荷ロスの低減につながり、生産意欲が高まっています。

今後も、業務用需要に対応できる野菜産地の育成に取り組んでいきます。

【基本事業Ⅰ-3】活力ある畜産業の健全な発展（主担当：畜産課）

基本事業の取組方向

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売を通した総合的な支援に取り組みます。

取組目標

近隣府県の畜産産出額に占める割合

近隣府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。

平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成26年度実績数値により測ることとします。

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
13.7% (平成22年度)	14.1% (平成26年度)	14.7% (平成32年度)

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	13.8% (平成23年度)	13.9% (平成24年度)	14.0% (平成25年度)	14.1% (平成26年度)
実績値	14.4% (平成23年度)	14.6% (平成24年度)		
達成率	100%	100%		

25年度評価

畜産物のブランド化や家畜防疫の推進などに取り組んだ結果、平成25年度目標を達成しました。引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化していくとともに、グローバル化に対応し畜産業を成長産業化していくため、海外も視野に入れた販路の拡大や地域畜産物のブランド力の向上などに取り組みます。

25年度の取組状況

1 家畜の監視伝染病の発生予防、予察及びまん延防止体制の強化徹底

- ① 家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、特定家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の発生はなかったものの、届出伝染病である豚流行性下痢（P E D）が発生しました。
- ② B S E特措法に基づき、24ヶ月令以上の死亡牛を全頭検査し、全頭陰性であったことを確認しました。
- ③ 高病原性鳥インフルエンザの防疫体制の強化に向け、防疫作業関係者などを対象にした防疫演習会を県内8地区で開催したほか、鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを円滑に機能させるための講習会（11回）を開催しました。
- ④ 家畜伝染病の万一の発生に備え、農場カルテを最新情報に更新しました。また、高病原性鳥インフルエンザ発生時に必要となる埋却地については、候補地の確保を生産者に依頼するとともに、候補地の確保が難しい場合は、公有地を候補地として農場カルテに記載しました。
- ⑤ 県産牛肉の安全・安心を確保するため、放射性物質に係る県産肉用牛の全頭検査（10,486頭）を実施し、基準値以下であることを確認しました。

2 農場H A C C P方式の普及・定着

- ① 農場段階で危害発生をコントロールする手法である「農場H A C C P」認証制度と、その概念を取り入れた生産衛生管理体制の構築に向けた取組を広げるため、生産者団体と取組方策を検討するとともに、取組に意欲的な生産者に対し、制度概要の説明を行いました。

3 動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導

- ① 動物用医薬品の適正使用と流通状況を確認するため、県内65件の販売店と123戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。
- ② 飼料の適正流通を図るため、県内44件の販売店と123戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

4 基幹食肉処理施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底

- ① 安全・安心な食肉を安定的に供給するため、関係市町と連携して、基幹食肉処理施設の一つである「松阪食肉流通センター」の施設改善を支援しました。
- ② 今後の松阪食肉流通センターの施設整備のあり方について、施設整備検討委員会行政部会に参画し、関係市町と連携して検討を進めました。
- ③ 基幹食肉処理施設の一つである四日市畜産公社の経営健全化のため、役員会等に参画し経営改善支援に取り組みました。四日市畜産公社の累積赤字解消に向けて、経営改善の検討が進みました。

5 畜産物の高付加価値化、ブランド確立

- ① 畜産物の高付加価値化に向けた取組として、畜産研究所において開発された、熊野地鶏への飼料用米給与技術を生産者に技術移転しました。

- ② 県産畜産物の競争力強化に向け、「三重いなべ和牛」については、新しく設立された「三重いなべ和牛推進協議会」の取組に対して、引き続き、品質向上や販売促進などのアドバイスを行いました。また、「みえ黒毛和牛」及び「伊勢赤どり」については、地域畜産物のPRや販路開拓などの取組を支援しました。

6 肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立

- ① 肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立に向けたモデル的な取組として、受精卵移植技術の活用により、畜産研究所で生産した受精卵を延べ46頭の乳用牛へ移植するとともに、受胎牛が分娩した子牛20頭を3農場へ委託して育成しました。
- ② これまで廃棄されていた卵巣を有効活用するため、と畜後の繁殖牛（親牛）の卵巣から採取した卵子由来の体外受精卵を8頭の乳用牛へ試験的に移植しましたが、不受胎、流産により子牛生産には至りませんでした。今後も引き続き取り組みを進め、受精卵の受胎率向上を図ることが必要です。

7 飼料の自給力の向上、家畜排せつ物の適正管理に向けた指導

- ① 飼料の自給力向上のため、県内4地域（鈴鹿、津、伊勢、伊賀）において飼料用稲の新品種「たちすずか」の実証試験を実施したほか、作付け拡大に向け、現場での技術指導を行いました。稲発酵粗飼料の生産面積は181ha（対前年9ha増）と増加しましたが、国内で加工用米の需要が増え、加工用米への作付転換があったことにより、飼料用米は430ha（対前年123ha減）と減少しました。
- ② 稲発酵粗飼料用稲・飼料用米の地域内流通の促進と資源循環型畜産の確立に向けて、経営所得安定対策の活用促進などにより、堆肥の散布や稻わらの飼料としての利用など、耕種農家と畜産農家が連携した取組（耕畜連携）を推進しました。稲発酵粗飼料については、県内生産されるほぼ全量が耕畜連携による取組となっています。また、飼料用米については、423haのうち413haが県内で利用されています。
- ③ 家畜排せつ物の処理に対する実態調査等を踏まえ、家畜排せつ物の適正管理及び良質堆肥の生産に向けた指導、助言を行いました。家畜排せつ物の適正処理が進みましたが、一部の畜産農家については、堆肥生産技術の向上に係る指導が必要な状況です。

今後の主な課題

- ① 本県の畜産業は全国的なブランドを有するなど、その強みを發揮しやすいことや、食品残渣等未利用資源を活用した飼料の製造など、他産業との連携により技術革新が進む可能性があることから、グローバル化に対応し畜産業を成長産業化していくため、海外も視野に入れた販路の拡大やブランド力のある畜産物の生産に向けた取組などを進める必要があります。
- ② 畜産農場において、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場HACCPの概念を取り入れた養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進に取り組むことが必要です。
- ③ 監視伝染病の発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の防疫体制の強化に向け、初動防疫体制の確認と訓練を行うことが必要です。

トピックス1

県内で豚流行性下痢（P E D）が発生、防疫対策に取り組みました！



平成25年10月に7年ぶりに国内発生が確認された豚流行性下痢（P E D）については、全国の養豚関係者による懸命の防疫対策にもかかわらずその発生が全国に拡大しました。本県においては、平成26年3月26日に発生が確認され、7月22日に沈静化が確認されるまでの間、17農場で発生し、発症頭数は12,657頭（内4,418頭死亡）の被害となりました。

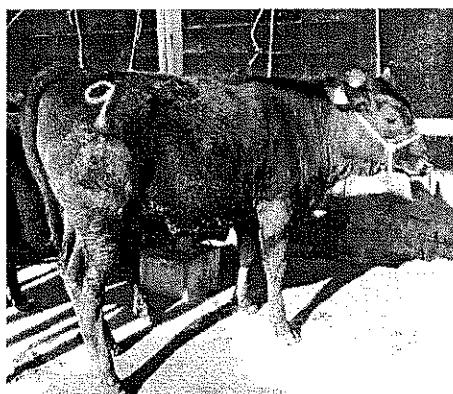
この間、家畜保健衛生所が中心となり、自主消毒ポイントの設営や消毒講習会の開催、ワクチン接種の指導等により、防疫対策の強化に取り組みました。

また、平成26年度6月補正予算により、P E D防疫対策として県内養豚農場等を対象とした消毒薬の配布や農場出入り口の動力噴霧器設置補助を行いました。

再流行に備え、引き続き、ワクチン接種を励行するとともに、飼養衛生管理基準を徹底するよう指導していきます。

トピックス2

受精卵移植技術を活用し、肉用子牛の自給力向上に取り組んでいます！



本県の肉用牛農家では、肉用子牛の約8割を県外からの導入に頼っており、子牛価格の高止まりによる影響で経営が圧迫される状態が続いています。このため、県及び関係機関では、県内酪農家による受精卵移植と子牛育成の取組を創出することで、肉用子牛増産基盤のモデル構築を進めてきました。

その結果、受精卵移植に取り組む酪農家（15戸）と子牛の育成農家（7戸）を育成することができました。

今後さらなる子牛生産の推進に向けて、これまでに育成した酪農家及び育成農家のマッチングを図るとともに、受胎性の高い受精卵の作製や優秀な受精卵移植者の養成、畜産農家の肉用子牛育成技術向上に対する取り組みを進めています。

【基本事業Ⅰ-4】農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保 (主担当：農産物安全課)

基本事業の取組方向

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

取組目標

GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（三重県調べ）
---------------------------------	--

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
10%	60%	80%

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	30%	40%	50%	60%
実績値	21%	47.3%		
達成率	70%	100%		

25年度評価

主要産地へのGAP指導者の派遣などにより「みえの安全・安心農業」の導入を重点的に推進した結果、主要産地のうち47.3%において「みえの安全・安心農業」の取組が進められ、目標の40%を上回りました。引き続き、取組の拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に応じた指導を展開するとともに、取組の重要性について理解を促す普及・啓発活動を引き続き実施していく必要があります。

25年度の取組状況

1 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、監視・指導の徹底

- ① 食の安全性を確保するため、「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等 224 件を実施しました。平成 16 年度から立入検査を計画的に実施しており、事業者の法令遵守の意識は高まってきていますが、米穀について不適正な流通事案が発生しました。
- ② 県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、県内の主要な米穀取扱事業者 28 社を対象に、平成 25 年 10 月 30 日から、国と連携し特別監視指導を実施しました。特別監視指導においては、伝票調査に加えて、主な仕入れ先や納入先の追跡調査、さらには米の品種や原産地を判別する科学的検査を行い、全てが適正に米の購入・保管・販売を行っていることを確認し、県のホームページで公表しました。また、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催し、米穀取扱事業者等 130 名の参加がありました。

2 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、県民運動の展開

- ① 消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（3回）し、「三重県食の安全・安心基本方針」の見直しや「三重県食の安全・安心行動計画」策定にあたっての参考としました。
- ② 大学生と連携して、若年層への「食の安全・安心を伝えるしくみづくり」に関する検討を行い、大学生のアイデアを活かして「しおり」を制作し、県内大学の図書館に配布しました。
- ③ 県民が「食の安全・安心」に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」による情報提供を行いました。
- ④ 「食の安全・安心」に関する正しい情報を分かりやすく伝えるため、県民の皆さんのが開催する自主勉強会や集会などに出席し、「三重県が行う検査から見えてくる食の安全・安心」などをテーマに、出前トーク等を 3 回実施しました。（延べ 107 名が参加）

3 卸売市場の指導・監督

- ① 卸売市場の活性化や品質管理・衛生管理の高度化に向け、県内各卸売市場関係者を対象に情報の受発信や水産物の安全性などをテーマに研修会を 2 回開催しました（延べ 50 名が参加）。また、公正な取引の推進と衛生管理対策の徹底等を目的に、延べ 30 か所の地方卸売市場等に対して巡回監視・指導を実施しました。
- ② 卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営維持のため、平成 23 年度策定した三重県卸売市場整備計画（第 9 次）に基づき、主に地方卸売市場（28 市場）を対象に、市場における取引方法や物品の品質管理の改善に向けた指導・助言を行いました。

4 農薬・肥料の適正な使用及び流通に向けた監視・指導

- ① 農薬・肥料の適正な使用及び流通を進めるため、肥料生産業者・販売業者への立入検査を 201 件、収去検査を 10 件実施したほか、農薬販売店への立入検査を 136 件実施しました。
- ② 農薬使用をする生産者組織を対象に、農薬の安全使用に関する研修会を 155 回開催しました。農薬の適正使用に関する生産者の意識は年々高まりつつありますが、正確な情報を記載する必要のある農薬使用履歴に記載漏れ等の事例も散見されました。

- ③ 農薬による防除を行う方々の資質向上を図るため、農薬販売者や造園業者などを対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として新たに84名認定し、登録者数は1,383名となりました。
また、平成26年度より、県管理道路の緑地管理業務等の入札要件に農薬管理指導士の立会が義務付けされることから、農薬管理指導士の資質を向上するため、制度の見直しを行い、資格更新時における研修の受講と研修効果確認試験の受験を義務付けました。
- ④ 農薬の安全使用を徹底するため、啓発用のメッセージの入った「農薬希釈早見板」を2,500部作成し、農産物直売所の責任者や生産者に配布しました。

5 農薬だけに頼らない防除体系の導入促進

- ① 病害虫の発生動向に即した適時、的確な防除を促進するため、病害虫の発生予報を7回、注意報を6回、技術情報を19回提供しました。
- ② 総合的に病害虫や雑草を管理するIPM（総合的病害虫・雑草管理）の導入を推進するため、農業者が使いやすいように見直した12品目の「IPM実践指標」をHPにて公表しました。また、IPMの普及に向け、環境保全に効果の高い営農活動を支援する、国の「環境保全型農業直接支援対策」の県特認取組に「IPM実践技術の実践」を追加し、ナシ栽培で8.2haの取組実績となりました。

6 産地ぐるみによるGAPの導入など、「みえの安全・安心農業」の推進

- ① 産地ぐるみによるGAPの導入を進めるため、県の普及指導員及びJAの営農指導員を対象に研修受講を推進し、国が策定した農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインに基づいて産地を指導する指導者を20名育成しました。
- ② 三重県型GAPの普及啓発を図る研修会を開催したほか、重点地区を対象にGAP指導者を派遣し支援を行った結果、三重県型GAPの導入産地は、69産地（対前年31産地増）、産地導入率は62.7%（対前年比29.7%増）と大幅に増加しました。
- ③ 主要産地に対して、研修会や現地指導等を通じて、「GAP」「土づくり」「投入資源の効率的活用」を実践する「みえの安全・安心農業」の導入を支援しました。みえの安全・安心農業産地導入率は、47.3%（対前年比26.3%増）と年度目標（40%）を上回りました。

今後の主な課題

- ① 県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、再発防止に向け、監視体制の強化や法令遵守の徹底などを図る必要があります。
- ② 卸売市場を対象に「品質管理・衛生管理高度化マニュアル」を策定するよう指導していますが、マニュアル策定済みの市場は県内で農産物を扱う14市場のうち3市場に留まっています。品質及び衛生管理の高度化に向け、引き続き、マニュアルの策定を推進していく必要があります。
- ③ 「みえの安全・安心農業」の導入産地のさらなる拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に応じた指導を展開するとともに、取組の重要性について理解を促す普及・啓発活動を引き続き実施していく必要があります。

トピックス1

環境に配慮した農業の見える化に取り組んでいます！



近年、環境に配慮した農業に取り組む生産者が増えてきていますが、取組内容を価格に反映させることが難しい状況にあります。農産物価格に反映させていくためには、環境に配慮した農業が環境にどのように貢献しているのか、消費者に分かりやすく伝えていくことが必要となります。

三重県では、「環境に配慮した農業の見える化」を目指し、トンボなどの指標生物の個体数や土壤に残る炭素量から環境への貢献度

を測る「農業環境指標」を策定し、現場での活用を進めています。

御浜町の農業生産者のグループ「尾呂志夢アグリ」は、堆肥による土づくりを行い、化学農薬、化学肥料を減らした環境にやさしい米づくりを実践しています。平成25年度から、「農業環境指標」を活用し、堆肥の投入状況と生き物調査から水田の環境評価を行い、その結果を商品のラベルやPOPに表示してテスト販売を行いました。環境に配慮した生産の取り組みは、消費者に好意的に受け入れられる傾向にありました。

今後、環境に配慮した農業への消費者の理解を促すため、「農業環境指標」を活用した取組を進めていきます。

トピックス2

米穀取扱事業者を対象に特別監視指導を実施！



輸入食品の増加や流通経路の複雑化、食生活の多様化が進むなか、食品表示は消費者が食品を選択する際に重要な役割を担っていますが、近年、食品の不適正な表示事案が相次いで発生しており、消費者の食品表示への信頼が揺らいでいます。

米の安全性の確保に向けた取組としては、米トレーサビリティ法等の規定に基づき、監視指導に取り組んできたところですが、平成25年9月に、県内で米の産地を偽装する事案が発生しました。

このことをふまえ、県民の食の安全に対する不安を解消するために、県内の主要な米穀取扱事業者28社を対象に、平成25年10月末から平成26年5月末にかけて、国と連携し特別監視指導を実施しました。この監視指導では、通常の伝票調査に加え、仕入先や納入先の追跡調査や、DNA検査による米の品種判別（DNA検査）、微量元素測定による外国産米の判別を行い、対象事業者すべてで適正に米の購入・保管・販売が行われていたことを確認し公表しました。

今後も、食の安全・安心の一層の確保と消費者の食に対する信頼回復を図るために、監視指導体制の充実や法令遵守意識の向上などに取り組んでいきます。